学校法人東邦学園求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止の基本方針

2026 年 10 月 8 日制定

1. 基本方針

学校法人東邦学園（以下「学園」という。）は、学園への採用応募者、インターンシップ参加者、職場見学・学園説明会参加者および教育実習の受講者その他採用活動（以下「採用等活動」という。）に関わるすべての方（以下「求職者等」という。）の人格および尊厳を尊重し、セクシュアルハラスメントのない公正で安全な採用等活動を行います。

採用等活動におけるセクシュアルハラスメントは、求職者等の尊厳を傷つけ、公正な採用の機会や実習の機会を損なう重大な人権問題であることを認識し、その防止および適切な対応に取り組みます。

2. 適用対象

本方針は、学園の採用等活動に関わるすべての役員、教職員で採用等活動業務に従事する者に適用します。

3. 禁止事項

採用等活動において、次のような言動を禁止します。

⑴　性的な冗談、からかい、性的な発言

⑵　容姿、服装、身体、性的指向、性自認等に関する不適切な発言

⑶　交際、結婚、出産、妊娠、恋愛経験等の私生活に関する不必要な質問

⑷　面接や採用等活動を利用した食事や私的な交際の強要・執拗な誘い

⑸　身体への不必要な接触

⑹　SNS や個人連絡先の交換を強要する行為

⑺　採否、選考や実習への影響を示唆して性的な要求を行うこと

⑻　その他、求職者等が不快、不安または屈辱を感じる性的な言動

4. 相談・苦情への対応

求職者等から相談または苦情があった場合は、速やかかつ適切に対応します。

⑴　相談者のプライバシーを保護し、相談内容を適切に管理します。

⑵　相談を理由として不利益な取扱いを行いません。

⑶　事実関係を公平かつ迅速に確認し、必要な措置を講じます。

⑷　必要に応じて再発防止策を実施します。

5. 相談窓口

学園の相談窓口は、大学（法人本部職員を含む。）は人権侵害の防止等に関する規程第８条に規定する者、高校は理事とします。

6. 教育・周知

学園は、採用等活動に従事する者に対し、必要に応じてセクシュアルハラスメント防止に関

する教育・研修を実施するとともに、本方針を学園内に周知し、適切な採用等活動の実践に努めます。

7. 求職者等への周知

学園は、求職者等に対して「本基本方針」及び別添の「求職活動等に関するルール」、「面接時間等の申合せ」を事前に送付し、周知を図ります。

8. 違反への対応

本方針に違反した者に対しては、就業規則その他学園の規程に基づき、必要に応じて厳正に対処します。

9. 改定

本方針は、法令の改正や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて改定を行います。

以上